

総合事業移行に係る認定申請・基本チェックリストの取り扱いについて

利用者からの依頼により、基本チェックリストや要介護・要支援認定申請を行う場合は、以下の取り扱いを参考に対応をお願いします。

【要支援認定の有効期間満了日を迎える方(更新申請が必要な方)の場合】

①: 総合事業のサービスに加え介護予防サービスを必要とする方等

➡ 要支援認定の更新申請。

(例)

	4月	5月	6月	7月	8月
申請・認定	要支援1(有効期間~6/30)			要支援1(有効期間:7/1~)	
		①市から申請勧奨通知送付 ②被保険者の意向確認 ③要支援認定更新申請 ④プラン作成、担当者会議等		介護予防支援 ※総合事業の給付のみの場合は 介護予防ケアマネジメント	

②: 認定の更新を希望せず、総合事業のサービスのみ利用する方

➡ 基本チェックリストを実施。

※認定更新と同様に、有効期間満了の60日前から基本チェックリストの実施及び介護予防ケアマネジメント依頼届の提出が可能。

※この場合、事業対象者の有効期間は要支援認定の有効期間満了日の翌日となる。

(例)

	4月	5月	6月	7月	8月
申請・認定	要支援1(有効期間~6/30)			事業対象者(有効期間:7/1~)	
		①市から申請勧奨通知送付 ②被保険者の意向確認 ③基本チェックリスト実施 ④介護予防ケアマネジメント依頼届提出 ⑤プラン作成、担当者会議等		介護予防ケアマネジメント	

【新たに総合事業や介護保険のサービスを必要とする方(新規申請が必要な方)の場合】

③: 新たに総合事業のサービスの利用を希望する方

➡ 基本チェックリストを実施。

(例)

	4月	5月	6月	7月	8月
申請・認定			①基本チェックリスト実施(5/20) ②介護予防ケアマネジメント依頼届提出(5/31) ③プラン作成、担当者会議等		
				事業対象者(開始日:5/20)	

④: 新たに総合事業や介護保険のサービス利用を必要とする方

➡ 要介護認定又は要支援認定申請。

【その他】

⑤: 総合事業のサービスを利用しており、今後は新たに介護保険のサービス利用を必要とする方

➡ 要介護認定又は要支援認定の申請を行う。

(例)

	4月	5月	6月	7月	8月
申請・認定	事業対象者(有効期間4/1~)		⑤認定結果(要支援2)通知(認定日:6/15)		
		①モニタリングにより状態の悪化を確認 ②要介護又は要支援認定申請(申請日:5/1) ③契約・暫定プラン作成、担当者会議等 ④居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届提出			
				要支援2(有効期間:5/1~)	

【注意】

要介護・要支援認定の申請後、基本チェックリストにより総合事業のサービスを利用することは想定していません。申請日から認定日までの間、総合事業及び介護保険のサービスを利用する必要がある場合は、これまでと同様に、**暫定の居宅(介護予防)サービス計画を作成したうえで**、総合事業及び介護保険のサービスを利用してください。また、事業対象者が認定申請を行う場合も同様、**申請時に暫定プランを作成してください。**

(例)

	4月	5月	6月	7月	8月
申請・認定		要支援2(有効期間5/1～) ①要介護又は要支援認定申請(申請日:5/1) ②契約・暫定プラン作成、担当者会議等 ③居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届提出	⑤認定結果(要支援2)通知(認定日:6/20) 基本チェックリストの実施 介護予防ケアマネジメント依頼届提出		